

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農山村課

法令名	土地改良法施行令	法令の番号	昭和24年政令第295号								
許認可等の種類	管理委託を受けた土地改良財産の他目的使用に係る承認	根拠条項	第59条第1項								
審査基準	管理委託を受けた土地改良財産の他目的使用に係る承認 国から管理委託を受けた国有土地改良財産のうち、海岸保全区域内のものに係る他目的使用承認は、下記の要件を満たしたときに行う。 ① 使用目的使用方法 ・ 当該他目的使用が当該土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないこと。 ・ 当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致すること。 ② 使用承認申請に係る記載事項 ・ 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲 ・ 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所 ・ 使用又は収益の用途又は目的及び方法 ・ 使用又は収益の期間 ・ 使用又は収益による管理受託者の予定収入 ・ 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件										
	受付機関	農林事務所	処理機関	九州農政局	交付機関	九州農政局	標準処理期間	90	日	目次	
							標準経由期間	30	日	NO	